平成２１年（フ）第３６７号
千葉県船橋市北本町２丁目35番15号レクセルヒルズ船橋イーストヒル402号
破産者　有限会社ルート設計
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第３１４６号
愛知県知多市新知字大内39番地
破産者　株式会社岐阜屋
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５４号
名古屋市北区丸新町276番地
破産者　有限会社ミユキサービス
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３１号
名古屋市緑区六田２丁目16番地の３
破産者　有限会社栄和電機製作所
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９１２号
名古屋市北区大曽根１丁目20番６号
破産者　合資会社古瀬
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１０１１号
神戸市長田区北町１丁目３番地の５
破産者　株式会社岩根社寺工芸
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４６３号
神戸市中央区山本通４丁目19番８号エクセレント諏訪山102号
破産者　有限会社樹樹
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８８号
神戸市長田区若松町４丁目２―15―605、登記簿上の住所神戸市長田区若松町４丁目２番15―1803号
破産者　株式会社ゼノー
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４号
和歌山県新宮市緑ヶ丘１―１―40貴志ビル３階新宮ひまわり基金法律事務所内、住民票上の住所兼居所三重県南牟婁郡紀宝町井田2060番地15
破産者　岡　　友也
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第１５号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番28―213号、主たる営業所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦89―13
破産者　レリアンこと　大前多津子
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第５５４号
広島市安佐北区三入７丁目30番５号
破産者　有限会社シラサカ
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１５７号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市76番地
破産者　株式会社四国いずみ繊維
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２０年（フ）第２９１９号
札幌市西区西野６条７丁目５番１号
破産者　有限会社フジタスタッフ
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第２８６号
北海道登別市鉱山町８番地２
破産者　有限会社ログハウスケーツー
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２０年（フ）第２２４号
北海道古平郡古平町大字浜町662番地
破産者　有限会社田島解体
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２０年（フ）第１３６０号
東京都府中市是政５丁目８番31号
破産者　株式会社シーホープ
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第１３６１号
東京都府中市是政２丁目２番地の１
破産者　秋田　　実
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３３号
東京都小平市小川町１丁目173番地の１メルベーユ202号
破産者　山元　康男
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３２９号
東京都八王子市明神町４丁目２番２号秀和第２八王子レジデンス306号
破産者　藤木　崇永
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７７９号
東京都港区浜松町１丁目19番４号
破産者　株式会社ＬＵＶＶＩＴＥ
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２７号
山梨県富士吉田市ときわ台２丁目６番19号
破産者　川上　　護
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係